

# 社会保障の谷間に発生した

## 身障労働者の一ケース

四年小 島 蓉 子

取扱世帯の概況

地区 東京都S区福祉事務所E地区管内  
 保護の種類 生活保護併給 B級  
 家族構成

氏名	続柄	性別	年齢	学歴	身心の状況	職業	備考
E・A	世帯主	男	四〇	高小卒	弱 力 障 善	屠 蒐 集 員	身障者手帳 交付手続中
E・B	妻	女	二七	"	ナ シ		
E・C	長女	女	九	小学三年在	"		
E・D	長男	男	六	ナ シ	"		
E・E	次男	男	三	"	"		
E・F	次女	女	一	"	"		

### 一 インタークの面接

昭和三十年十一月十六日E・Aの妻B子、F子を背負つて保護申請のために来所、新規ケースの全過程を実習させて下さると云う実習生の好意により、ケースワー

クの第一段階インタークの面接から受持たせて頂く。父ちゃん、かあちゃんとしてながらお役所の厄介になるなんて、はすかしいんですけど、あの人も働きの少ないんで——見るからに木訥な妻B子は精一

杯の恐縮をしながら面接室に入つて来る。  
 〃どんな御事情か聞かせて下さい。ここでは何でも話して下さいませんか、そしてどうしたら良いか一緒に考えましょう  
 〃若年のワーカーに最初は面喰つたらしかつたが、身近な話から入る中に次第に表情のこわばりも消えて家庭内の事情を話し始めた。大人の話にあきてむずかるF子を、彼女の話を中断させまいとあやしなながら、専ら彼女の話を聴き手に廻つた。以下は彼女の話の模様である。

申請理由——世帯主Aは三十年三月迄は臨時雇荷上人夫としてさる小規模運送店に就労していたが、彼の重度の弱視が原因として業務従事中トラックにはさまれて受傷、視覚障害者は災害危険率が高いという処から見限りをつけられ、わずかな見舞金を給付されて解雇され、同年八月迄窮乏生活に

あえぎ遂に屑蒐集員の職にありついたが、不慣れた仕事の上に身体的ハンディキャップが伴つて、収入は僅少、同年十月より前居住地O区にて生活保護法の適用を受ける。しかし乍ら受傷時より収入杜絶したため、家賃は滞納状態となり、家賃棒引を条件に家主からは立のきを要求された。十一月十四日S区に移転して来たが相変らずの窮乏状態にあるので、当地にても保護の適用を受け度いものと申請に及ぶ。

申請受理と手続の事実——事暫聴取の結果、本世帯は六人家族で月収平均五千元、扶養残務関係者に能力なく、夫以外には本家庭内に稼働能力なき事を認め、収入が最低生活の基準に満たぬ事を以て一応要保護の見通しあるものとし、専門担当員と相談の結果、申請書を受理。十一月十八日午後訪問する事を約束し、それ迄に記入を済ませる様、収入申告書、家賃証明書、在学証明書等の用紙を手渡す。又長女の転校手續未済故、即則G小学校に赴く様すすめた。

## 二、訪問調査

約束に従い十八日午後E訪問員、実習生Kと共にE家をたずねる。世帯主Aは仕事

に出かけ、子供達共に不在、妻一人在室して依頼して置いた書類を提出してくれた。必要な調査事項はくつろいだ話合の中に聴取する。妻B子は人慣れのしない処があるが、それでもまじめに素直に家庭内の折入つた事情まで打明けてくれた。以下にまとめた記録は本調査を主とし、世帯主との再度の面接調査、前居住地での本ケース担当ワーカーとの連絡等より得た資料によるものである。

### (1) 家庭環境

(イ) 家族員の実情と家庭内の人間関係——世帯主A——労働災害により右全盲左弱視の視力障害者。現在W商店より日々わずかの種銭と大入車とを借受けて、屑物蒐集売上により生計を立てているつましい独立労働者、現在弱視の他、前職就業中の受傷の残痛に悩んでいる。

しかし彼の障害は何れも外因性のもので本来は強健そうな筋肉型である。対応中にもかかわらず外界に対する注意深さ、最初私に対しても感じられた警戒心は視力障害者に特有の自己防衛機制が貧困生活によつて助長された結果によるものであろう。しかし何とか私の身体の続く限りは働いて

又どうにか独立したいです々と真剣に更生の意欲を示す。二十代から障害にうち勝つて努力しながらも客観的にはその効果の買われない肉体的限界にまつわる悩みは、彼の生活歴の物語る処であるにかかわらず、決してニヒルな処がうかがわれず、精神的にはごくノーマルな家庭生活の中心となつている。

妻B子——幼少時に養父母に死別、やつと結婚した夫は事故勝て経済的能力なく、四人の子供をかかえて生活苦をのり切つて来たという生活歴の持主、しかし目の悪い夫に対するいたわりは深く共に稼働に出た程である。動作は機敏な方ではないが、骨太のがつしりした健康身体なり、室内の様子からあまり行きとどいた神経の持主ではないと思われるが、素直できわめて実質的な感じである。内職の経験もあり、末の子供の成長を少し待つて又働く事を希望している。四人の子供達——長女は小学校三年生、母親の言によれば目の悪い父を助けて稼業の手伝も良くすると云う、他の三人と共に健康状態はきわめて良好。

(ロ) 扶養残務関係——妻の言葉によれば、妻方には縁者なく夫方には四人の扶養残務

関係者がある。しかし乍ら姉は一児をかかえた未亡人、兄は精神病院入院中、妹は結核にて病臥中、末の妹は現に同じバラック内に住んで、その夫と共にこれ迄も物心両面の援助を本家庭に与えて来たが、同業の雇傭集人の事として本家庭の生活援助までは他の三者と同様不可能である。

(イ) 住居の状況—資本貸付、厨買上商W商店が家主でアパート風に従業者とその家族に賃貸しているバラックの二階の四畳一室が本家庭の住居、ベニヤ板一枚で隣家と区切られ床は板の上にうすべり敷き、裸電球一コ、四畳の部屋に古ぼけた箆筒、茶箆筒、物入れ等。夜具衣類等置場がないので二畳分の大きな棚がつてある。部屋を立体的に使う処は良いがここに親十人とは身動きも出来そうにない。台所手洗は共同用を使用、被保護世帯としては非衛生の方ではないが、あまりに狭いのが欠点である。家賃は一カ月一千円也。

(ロ) 収入状況—世帯主収入一カ月平均五千円、但し定額収入でなく蒐集高による。稼働日数一カ月平均約二〇日間、他に収入の道なきと認める。

(ハ) 負債の状況—三十年三月受傷以来の

借金一万円也。

(2) 社会環境

(イ) 地域環境—工場地帯にして大工場点在し、その余地を小工場が埋めている様な状態、商店街より離れている。本家庭は同業者ばかりのアパート風住居であるのでこの範囲内での交渉は密接とのことである。

(ロ) 社会資源とその利用—当地の保育所、内職斡旋所の利用を希望しているが、当地に移住して間もないのでその認識にとぼしい。

(3) 家庭歴

世帯主は昭和四年道路工夫となり、同年二十才当時タンク爆発により祝力障害者となる。治癒後解雇せられ荷上人、夫に転職、同二十年三十才当時文具商店員であった妻、B子と結婚O区K町に家を持ち、二一年長女、二四年長男、二七年次男、二九年次女出生、しかるに二九年祝力障害が原因で再度トラック事故に逢うも健康保険もなく当座の見舞金を支給されて又解雇せられる。その後治療を続けつつ雑用をあさり、妻は内職で家計を援助解雇より一年半の後、やつと雇傭集人の職を見出す。しかし収入僅少にして生活困難なるためO区に

て被保護世帯となる。しかし受傷以来家賃の支払能力を失つた一家は家主に立のきを要求せられてS区に転入して来た。しかし尙一家は窮乏の中に生活を続けている。

三 診断(本ケースに於ける)

貧困原因分析

(1) 間接原因④不慮の労働災害により視覚障害者となつたこと—これは本家庭を貫流する伏線的ハンディキャップとなつている。⑤身障者の能力の限界—弱視は労災危険率を大にし解雇の原因を生ぜしめ、稼働による所得の低率の原因を生ぜしめる。

⑥零業企業臨時被用者に対する社会保障制度の存在せぬこと—見舞金では事足らず治療費の自己負担は大いに本家庭の経済状態を疲弊せしめた。

(2) 直接原因 ⑧就労中なるも身体的ハンディキャップと新しい雇傭集の仕事が軌道に乗らぬ事より来る収入の不足、⑨学齢前の子供の多い家庭で生活費の支出が収入に比して大なること、これが妻の内職労働力を奪つていること。⑩これまでの経済的援助者の能力が限界に達した事。

四 更生指導計画

本ケースは社会保障制度の真空域に発生

した労働力を有する公的扶助のケースであり、その根本的治療を望むならば、問題は国家的施策上のより大きな問題に拡大せられねばならない。しかし乍ら当面の問題に対処するには次の如き方針が妥当であると  
思われる。

(1) 現職では収入僅少なるも、身障者の職業としては比較的適当と思われるので、この方向で収入増加が計れるようこの職業への熟達を奨励すること。

(2) 現在以上の多子は家庭の負担を増させるばかりであるので産制の指導にも心がけること。

(3) 二人の幼児の保育所入所が可能ならば妻も働き得るとのことであるので、その入所を心がけ、末子の成長を待つて妻も希望する内職をすすめ、その労働への意欲と体力を世帯更生のために役立たせたいものである。

### 五 福祉処置

処置に至る必要事項を聴取蒐集し得たので、前記の方針に従い当面の福祉処置として次の様に保護を決定する。

#### (1) 保護決定額

本世帯の最低生活費認定額

一、五八五円

本世帯の収入認定額（内勤控六〇〇）

四、七〇〇円  
六、八〇〇円  
扶助決定額

尙開始月のみ転校により必要とされた教科書代を支給 三七四円

(2) 保護の種類及び程度併給生活扶助、B級

(3) 保護開始年月日

〇福祉事務所にて照会、十一月分支給済の事実を確認したので、昭和三十年十二月より生活保護を開始する。

### 六 ケースワークの経過略記

十一月十六日 インテーク面接

申請書受理、各種証明書用紙交付、次回訪問日の約束。

十一月十八日 第一回訪問調査、各種証明書用紙受取。

十一月十九日 ①長女の在籍学校の受持E先生に電話連絡、教科書代給食費証明交付を依頼 ②当地区担当民生委員S氏に電話本ケースにつき後見依頼、第二回訪問調査日の連絡をつけて頂く。

十一月二十一日 第二回家庭訪問、E家訪問に先立ち、民生委員S氏の所に立寄り同行で訪問する。世帯主より学校の給食新規教科書代証明書を受理。

十一月二十三日 本家庭の元の在住地の

本ケース担当員〇福祉事務所のA氏に電話連絡、これ迄の保護状況を聴取し、身体障害者手帳が作成され次第、他の書類と共に本福祉事務所に送付と本人に言渡した事実を確認し、早く手続を済ませてもらえる様、依頼する。

十一月二十六日 保護の決定に至る鬻鬻の蒐集がほぼ完了したので、決定調書を作成書類を決裁にまわす。

十一月二十七日 本世帯の戸籍謄本は〇区福祉事務所長にあてて送付を依頼中である。

### 感想

私は前後期を通じての実習を場所は異なるが、福祉事務所で行なつた。福祉事務所では公的扶助の第一線機関としての性格上、いわゆる純粹に心理的な精神衛生的処置といったケースワークが行われ得ないのは当然の事である。機関の目的があくまで福祉三法その他の社会立法の公明、適正な運用にあり、又その中心的役割が経済的援助を中心とするケースの自立更生を促す事にある以上、ケースワークの技術は、目的達成への手段としての役割と限界を持つという事を承認せざるを得ない。この意味から、福祉事務所に対する理解

が深まるに従つて、ケースワークの方法もむしろ診断主義的傾向に偏するものも止むを得ないし、又ケースワークの技術そのものをここで期待し、又その習熟への要求を出すのはむしろ正鵠を得た事ではない。そして福祉事務所での実習の意義は、ケースワークの技術的習熟に止るといふよりは、むしろケースの個性性を通しというよりは、むしろケースの個性性を通しと、社会事象とそれに対処すべき社会立法とのつながりを知り、立法の精神を個々のケースに敷衍すべき法の適用力を養う処にあるのではないかという事を先ず感じた。

次に本ケース中心に感じた処を述べてみたい。私は福祉事務所での二週間の期間中に、母子、浮浪、精神病その他救ケースを受け持たせて頂いたが、中でも本ケースは、インテーク面接から保護の決定に至るまでの新規ケースの取扱の重要部分を実習期間の殆ど全般を費して実習したものである。殊に本ケースを扱つて感じられた事は、本ケースに於ける問題は常に個人の外側から附加されたものであり、個人の責任外に起因する要素が彼の生活に不幸な結果をもたらしているという事である。

本世帯主、E・Aは偶然にも不可避的に労働災害に逢つたのが事の始り、その傷は癒されたとしても、ハンディキャップが後

に残ると、も早や不用の労働力として解雇される。彼はその故に次にはより低賃金、悪条件の職にひき下る。しかし、そこでも前の障害に帰因する労災を蒙る。そこでは健康保険の適用がなされない故に見舞金で以て解雇され、貧困と疾病は彼とその家族を生活苦のどん底に追いやつたのである。彼は再三就職をした、しかしその時の彼には遂に自立して生活を支えるに足る能力と労働報酬はなかつたのである。つまり何の生活に対する安全弁もない社会にまつては、彼の障害をして雪だるま式に彼とその家族の生活を貧困においやつたのである。彼用者の労働力が満足な限りは使い物にするが、一度それに傷がつくや、放り出してしまふ無責任な社会、又そうせざるを得ない我が国の企業の弱体さ、それ故に苦境を運命的に甘受せねばならない。

かかる労働者の現状に割切れないものを感じる。勿論公的扶助がこの処置のように彼の最低生活を保障したとは云え、その程度は文字通りの最低生活、再生産を必要とする有労働力者に対する保障としては、本来的な目的を果したものでない事は云うに及ばない。身体上の障害をひきずりながら、又労働の意欲は持ちながら、努力はしても、その限界をのりこえる事が出来

ず、彼自身の責任外に帰因するハンディキャップに何ら社会の協力も示されず、一般の健全な労働者と同列に置かれて、実力競争の職業戦線に立向かわねばならない彼とその家族の現状を見る時、有労働力者の防貧策としての社会保険の部分的施策の盲点と、身体障害者雇用対策の不備の現状の結果が国民生活に何をもたらすか、という事を深く考えさせられた。父ちゃんか働いていながらお役所の厄介になるなんて、はずかしいんですけど、あの人も働きが少いもんで——と本人はひげ目を感じて云っている言葉の中に、むしろ現状への痛切な批判が潜んでいるように思われた。かかる彼らには発言力もなければ政治性もなく、無意識の運命的縮感にしばられて我が国経済社会の底辺に多数の存在を保っているものであろう。

私は実習を通して、かかる生きた現実の問題点を把握している者こそ、ケースワーカーであると思つた。そしてこうした人の社会的矛盾へのフレッシュな感受性に根ざす社会的良心が何らかの機会に、社会に訴えられたならば、社会福祉のこれからの行くべき方向に一つの推進力が加味される事にもなると信じるものである。